

第 12 回青森県男女共同参画審議会議事録

日 時：平成 18 年 8 月 25 日（金）

午後 1 時 30 分～3 時 50 分

場 所：ラ・プラス青い森 2階 カメリア

1. 開会

司会：ただ今から第 12 回男女共同参画審議会を開会いたします。開会にあたりまして、環境生活部下山次長からご挨拶申し上げます。

2. あいさつ

下山次長：本日はご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から男女共同参画をはじめとする県政の推進へのご理解・ご協力に深く感謝申し上げます。

さて、今年度は青森県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画として、平成 12 年に策定した「あおり男女共同参画プラン 21」の改定を予定しており、前回の審議会でその基本的な考え方を諮問させていただきました。

審議に当たっては、検討のための専門部会を設け、原案作成に向けて取り組んでいただいておりますが、本日は、これまでに 3 回開催された専門部会の検討結果を中間報告案としてご提示していただくこととしております。

県では、青森県の将来像として生活創造社会を掲げ、男女共同参画の推進を、その実現に向けての仕組みづくりに位置付けております。特に、少子化の急速な進展に伴う労働力の減少、人口減少社会の到来など社会全体の活力低下が懸念される中で、男女共同参画の視点が極めて重要であると考えております。

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて今後取り組むための指針であり、委員の皆様には昨年閣議決定された国の第 2 次基本計画をはじめ、男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮しながら進めていただいております。そのご尽力に深く感謝申し上げます。

本日の審議結果を受けて、中間報告としてパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からのご意見等をいただくこととしております。その後、パブリックコメントの結果を当審議会にご報告し、改めてご審議をいただいた上で答申を頂戴いたしたいと考えております。本日も忌憚のないご意見・ご提言をよろしくお願い申し上げます。

司会：本日の審議会におけるご発言は、県の行政改革大綱に基づき、後日インターネットにより公開することとしておりますのでご了解をお願いいたします。

それでは会議の成立につきましてご報告いたします。会議は青森県附属機関に関する条例第 6 条の 3 に基づき半数以上の出席を必要としておりますが、本日は委員 15 名中 11 名の方のご出席をいただいております。半数以上の出席がございますので、会議は成立しております。

それでは、さっそく議事に入らせていただきますが、青森県附属機関に関する条例第 6 条の 2 に基づき、会長が会議の議長となることが規定されておりますので、この後は佐藤会長に議

事の進行をお願いします。それでは佐藤会長よろしくをお願いします。

3. 議事

(1) 男女共同参画の推進に係る基本的な計画に関する中間報告について

議長：皆様、こんにちは。座ってお話をさせていただきたいと思います。前回の会議から約3ヶ月ぶりにお目にかかることになりました。青森では、このところ夏らしい非常に暑い日が続いておりました。昨日あたりから少し夜間涼しくなりましたが、日中暑い日が続いておまして、皆様には、公務、それから私的にもお忙しいところお元気にお過ごしでいらっしゃいましたでしょうか。今日は本当にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

下山次長さんからお話がありましたように、この第2回目の審議会の主要な議題は1つでございます。これから早速審議に入りたいと思います。

まず、ちょっと繰り返しになりますので、これまでの経過については省略させていただきまして、今日、皆様のお手許に、事前に、事前といいますが2～3日前だったと思いますが、3回の検討会、専門部会のほうで練りました中間報告案をお配りしてあると思います。それに目を通していただいていると思いますし、また、今この場でご覧いただいても結構なのですが、そのことにつきまして、まず事務局、課長さんと斎藤さんから、開催状況、資料等についてご説明していただいた後、専門部会長としてご苦勞いただいております内海委員から内容等について詳しくご報告いただきます。

その後、今日お集まりいただきました委員の方々全員で自由に議論を進めたいと思っております。以上のようなことで進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、今申し上げましたように、課長さんの方から、これまでの開催状況等について、ご説明いただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

事務局：それでは、私の方から、これまでの部会の開催状況について説明させていただきます。

前回、5月31日の審議会におきまして、専門部会を設置させていただきました。内海委員に部会長になっていただいたほか、蛭名桂子委員、海老名徳雪委員、佐々木委員、佐藤恵子委員、成田委員の6名の方にご参画いただきでございます。

これまでの開催状況でございますが、1回目が6月23日、2回目が7月17日、そして3回目を8月10日にそれぞれ開催してございます。当初2回の予定でございましたが、3回の開催となりました。また、2回目の7月17日は海の日で休みの日でございましたが、この日はほぼ終日に渡りまして熱心にご審議いただいたところでございます。ありがとうございました。

会議の概要につきましては、皆様の方にその都度お知らせしてございますけれども、この後中間報告の内容につきまして、内海部会長の方からご説明いただくことになってございます。限られた時間ではございますが、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局：それでは、私の方から、県民意識調査に関する報告書ということで。これについては、平成18年度の青森県民の意識に関する報告書というのは、今年の7月に企画政策部の方から公表されております。今回はその中から男女共同参画に関しての部分抜粋し、作成して、皆

様に差し上げております。

調査の概要の1ページ目ですけれども、調査の目的としては、県が平成16年12月に策定した生活創造推進プランに掲げる期待値のうち、平成15年度に実施した青森県民の意識に関する調査などから採用した指標の動向を把握し、プランの着実かつ効果的な推進を図ることを目的として実施しております。

調査地域は青森県全地域、調査対象は16歳以上の男女、標本数は3,000、抽出方法としては無作為抽出法ということで、期間は18年5月15日から26日まで、調査機関は青森県ですけれども、有効回収率は1,356、45.2%ということで調査結果が出ております。

それでは、調査結果について簡単にご説明いたします。

最初は満足度です。生活局面の満足度、3ページ目ですけれども、生活全般の満足度を尋ねたところ、表1ですけれども、「満足している」という回答は13.7%、「やや満足している」という回答は29.4%であり、現在の生活に「満足である」と回答した県民は合計で43.1%でありました。

次、表の2なのですけれども、「職場や家庭における男女共同参画」の満足度を尋ねたところ、「満足している」という回答は1.3%、「やや満足している」という回答は12.1%であり、現在に「満足している」という回答をした県民は合計で13.4%でありました。一方で、「不満である」という回答は1.9%、「やや不満である」という回答は6.0%であり、現在に「不満である」という回答をした県民は合計で7.9%となっており、「満足」が「不満」を5.5ポイント上回っている状況でございました。

その次が生活局面の満足度、性別ですけれども、5ページ目になります。性別による満足度を見ると、表5になりますけれども、男女間で差がある項目として、男性は「公園や下水道などの身の回りの生活環境」が6.4ポイント、「犯罪や交通安全対策」が6.3ポイント、「地震や台風などの災害対策」が5.8ポイント、女性より満足が高くなっております。「環境・エネルギー関連産業など新たな産業づくりの進展」で10.1ポイント女性より不満が高くなっております。「職場や家庭における男女共同参画」では、男女とも「満足」が「不満」よりも、男性で6.3ポイント、女性で4.3ポイント高くなっております。

その次が、年代別、6ページ目の方ですけれども、表6になります。年代間の格差が大きいものは、「満足」では「健康相談、治療・福祉サービスが受けられる仕組み」で、70歳以上の33.7%に対し、20代で11.5%と22.2ポイントの差が見られました。「職場や家庭における男女共同参画」では、「不満」については、すべての年代において10%台を超えているものの、「不満」では20代が13.3%と高くなっております。

その次が、生活局面の満足度、地域別ですけれども、7ページ目の方にあります。地域別の満足度を見ると、表7の方ですけれども、地域の格差が大きいのは、「満足」では「旅行・出張などの県外や国外への移動手段」で、東青地域の25.6%に対し、下北地域では2.5%となっており、「不満」でも同じく「旅行・出張などの県外や国外への移動手段」で、下北地域が31.6%と高くなっております。「職場や家庭における男女共同参画」での満足度は、上十三地区で17.3%となっているが、下北地域では7.6%と低くなっています。一方、不満度については、西北五地域で5.2%と低いのですが、八戸地域では10.1%と高くなっております。

次は重要度でありますけれども、10ページ目の方です。生活全般の重要度をたずねたところ、

表9の方になりますけれども、「重要」が最も高いのは、「適切な医療が受けられる病院やかかりつけ医院があること」の91.9%となっており、次いで「新鮮で安全な食品が買えること」の88.4%、「犯罪や交通安全対策」の87.5%となっております。「職場や家庭における男女共同参画」については、前回59.1%でありました。前々回が41.0%ということで、31項目中27位でありましたけれども、今回49.2%で、前回より9.9ポイント下回り28位となっております。

その次が重要度、性別の方ですけれども、11ページの方になります。性別による重要度を見ると、男女間で差がある項目として表11の方になっております。男性では、「環境・エネルギー関連産業などの新たな産業づくりの進展」が11.4ポイント、「インターネットや携帯電話などによる暮らしの高度情報化」が5.8ポイント、「県内の観光地や観光施設の充実度」が4.1ポイント、女性より上回っております。今回の調査と前回の調査と比較してみると、男女とも1項目を除いて、すべての項目で下回っております。特に男性では「地域の特性を生かした農林水産物や加工品の生産」が7.3ポイント、女性は「職場や家庭における男女共同参画」が14.8ポイント下回っております。

その次が年代別ですけれども、12ページの方です。表12になります。年代間の格差が大きいのは、「インターネットや携帯電話などによる暮らしの高度情報化」で、20代の59.3%に対し、70代以降では30.5%と、28.8ポイントの差が見られました。「職場や家庭における男女共同参画」では、20代で54.9%となっているものの、70代以降では38.0%と低くなっており、16.9ポイントの差が見られます。

さらに、「職場や家庭における男女共同参画」の推移を見ると、10代では、前回の調査では前々回の調査より比較して34.6ポイント上回ったのですが、今回の調査では前回の調査より34.2ポイント下回りました。しかしながら、今回の調査と前々回の調査を比較してみると、すべての年代で「重要である」との回答が上回っております。

最後になります。地域別ですけれども、13ページになります。表14ですけれども、地域の格差が大きいのは、「雪に強い街づくりや雪の利用」では東青地区の90.1%に対し、八戸地域では64.0%で26.1ポイントの開きがあり、続いて「すぐれた芸術や文化に触れることができる環境」で東青地域の74.0%に対し、下北地域が54.4%で、19.6ポイントの開きがありました。「職場や家庭における男女共同参画」は、上十三地域で53.6%となっておりますが、西北五地域では39.6%となっております。

それから15ページ目ですけれども、自由意見として3点ほど今回載っております。

以上、簡単ですが意識調査について説明させていただきました。

議長: ありがとうございます。ごく最近発表されました青森県民の意識に関する調査の中で、特に男女共同参画に関わる調査結果についてご報告いただきました。これも後程の協議の参考にさせていただきたいと思っております。では、次に進めさせていただきます。

先程も申し上げましたけれども、皆様のお手許に事前に配付してあります「あおり男女共同参画プラン21の改定に係る中間報告案」という冊子をご覧くださいませでしょうか。これに基づきまして、検討専門部会の内海部会長からご報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

内海委員：それでは、私の方から約 45 分位長々と、場合によっては行ったり来たり戻ったりということになりますけれども、よろしく願いいたします。

実は、3 回、ただ実質 1 回目はほとんど今後の進め方を含めて情報の共有ということに力を注ぎましたので、残りは 2 回ということになりました。朝 10 時半から夕方 4 時半、あるいは 5 時近くまで、私の不手際もあるものですから、皆さん本当に詰めていただきましてありがとうございました。異常な夏と、ただ異常な秋ということとはたぶんないと思いますので、9 月に向けて何とかパブコメまでには仕上げたいと考えております。

それにもまして、ゼロから 1 にするということが割合精力的に行って、それぞれの文言の背景も含めて理念が明確になるんですけれども、改定という場合には、かなりの作業量が必要であるということが個人的に実感いたしました。随分勉強させていただいて、何が良くて何が悪くてどうしたらいいのかという、先も少しずつ見えてきたところです。

今回、私、1 枚で「青森県男女共同参画基本計画改定の趣旨」ということで、何か問い合わせなどがあつたときに説明できればということで、A 4 判 1 枚、私の名前のあるかと思えます。

実はこれを書くに当たりまして、「ねらい」、「仕組み」、それから「よりどころ」、この 3 つを青森県の男女共同参画を推進するに当たっては必要であろうと。「ねらい」につきましては、これは国のこともありますし、理念あるいは基本法の問題を押さえれば何とかなると。それから「仕組み」につきましては、推進体制をどう構築するかということになるわけです。さらには、「よりどころ」、この部分が特に青森県におきましては、条例あるいはこのプラン 21 等々が重要になるわけです。

今回、この「よりどころ」となる条例あるいはプラン 21 の改定ということに当たりまして、改めて条例の存在、あるいはこの「プラン 21」の改定の概要みたいなものを広く県民に周知する必要があるだろうということは個人的に認識をいたしました。この文言をちょっと読ませていただきます。

2000 年、平成 12 年の青森県の男女共同参画基本計画（以下「プラン」という）の策定は、すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意志と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会の形成に寄与することを目的とした青森県男女共同参画推進条例が平成 13 年 7 月 4 日から公布・施行されており、この条例に盛り込まれた理念や考え方等をその後の社会情勢の変化に照らし合わせてこのプランに十分反映させる必要があります。

今回の改定の大きな要因になるわけです。

また、本県における市町村合併後のそれぞれの自治体経営、少子高齢化の進行、大都市圏との比較における経済の状況、ドメスティック・バイオレンス等の法的整備への対応策など、社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することが求められています。

こうした趣旨から、現行のプランを改定することとし、以下の基本目標に基づき、プランの体系や重点目標、施策の方向等をも、構成も含めて見直すことといたしました。

実は、今回の改定に当たりましては大幅な改定をするということではなくして、いわゆる現行の「プラン 21」を後期に位置付けまして、残り 5 年分をどういうふうに進めていけばいいか、ということにいたしました。

従いまして、まず、皆様のお手許にも行ったかと思えますけれども、体系図で、基本目標の

順番、これを果たしてこのままでいいのかどうかという議論もさせていただきました。

結果としては、順番1から5までありますけれども、変わっております。これにつきましては、後でご説明したいと思います。

それから、当然基本目標の配列が変わったことによりまして、重点目標の中身も一部変わってくるということになっております。それは色が着いたもののA3判の横開きの改訂版と改定案の対照ということで体系図があるかと思えますけれども。これについて、後でご説明をさせていただきますと思います。若干、その際に文言を変えさせていただきました。いずれにしても、あまり大幅な訂正はしないということで進めさせていただきました。

なお、今回のプラン改定に当たっては、21世紀の中で確かな未来を開く自主・自立の青森県づくりを進めていくための将来像として掲げている「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」というサブタイトルが付いておりますけれども、県の生活創造推進プランや国の男女共同参画基本計画、これは昨年の12月に第2次が出てきたわけですが、そのもの。それから、もう1つは推進条例。

実は、これは平成13年の7月に推進条例が県にできまして、それに基づいて、最初のプランは2年後に変更、一部改訂されているわけですが、今回はそれをも前提にして改定するということになりました。関係法令の改正等への対応も勘案いたしました。

そのため、各種調査やパブリックコメントに示された県民の意向や青森県男女共同参画審議会、本審議会の審議等の結果やご意見も踏まえて県の男女共同参画推進に関する基本計画として検討・見直しを行った先の改訂、これが平成14年の6月版のものです。

この場合の改訂の訂の字はそちらを使っております。限定しつつも、つまり、平成14年6月版の改訂版以降のことに限定しつつも、実は初版本と呼ぶんだということがわかりましたけれども、最初に作りました平成12年のプラン、いわゆる青森県が一番最初に作りました男女共同参画の基本計画、これをまずベースに置いてやっということ。

といいますのは、この14年の改訂版は、後で対照してご説明申し上げますけれども、やや文字が多いということもありまして、もっと見やすく、解りやすくということで、一番最初に作られた、つまりゼロから1にしたときの基本計画、これをまず大事にして、原点に返って作業を進めようということを行いました。

従って、今までの実績を評価しつつ今後の5年間に向けて、より効果的に男女共同参画を推進していけるよう、また本プランが県民や市町村、事業者に対する男女共同参画推進のよりどころとなって取り組んでもらえるよう、目指す青森県の男女共同参画社会像を、大目標、あるいは標語、スローガンでもいいんですが、として掲げることとしました。

従前なかったもので、もっと男女共同参画というものを県民に身近なものとして考えていただくということもありますし、またプランという柔らかい表現を使っているんですが、何か具体的に青森県の男女共同参画に共通して、みんながすぐ頭にポッと思い浮かぶような標語みたいなものはないだろうか、そういうものがあつた方がいいんじゃないかということで、他県のもいろいろ見ていきますと、色んなことで書かれてありました。

例えば、青森県は非常に最近、前の知事も含めてですけれども、県の方がキャッチフレーズをつけるのが上手、という語弊がありますけれども。例えば、真ん中にありますけれども、「生活創造推進プラン～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」とかですね、非常にい

いことをスローガンに掲げているわけです。

ですから、これにつきましても、やはりあった方がいいだろうと。その目指す社会像に向かって、いわゆる基本目標あるいは重点目標がそれにぶら下がっていくという方がいいんじゃないかというところで、実は私どもスローガン・大目標を出して、また皆様方にもたぶん調査のご依頼があったかと思えます。

その結果出て参りましたのが、17案がございました。これもA4判の1枚。青森男女共同参画プラン 21 改定に係る大目標案一覧ということになったかと思えますけれども、恐らく今回の改定における最大の改定といたしますか、目玉はこの部分、こういう大目標といたしますか、スローガンみたいなものを掲げようということを私ども検討部会でご提案するということになります。

一応ご承認いただければ、1から17のうち1つ。敢えてグルーピングにしてあるわけでもございませぬし、今日できればこの中のいくつか、あるいは1つでも決まれば、それを前面に掲げて私ども中間報告の原案の真ん中に入れていきたいと考えております。是非、これにつきましては後でご審議いただいて、多少の文言は変わってもよろしいかと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。非常にすばらしいものだと思っております。

それから、基本理念、これは先程申し上げましたように、平成12年の最初の基本計画から私の方で抜粋、やや手を加えてありますけれども、抜粋いたしました。まず、青森県男女共同参画というのは、こういう基本理念のもとに計画は立てられているということになります。これにつきましては、初版本をご覧になればよろしいかと思えますので省きます。

それから裏の方になりますけれども、計画の基本目標、実はこの部分も今回変わっております。これにつきましては、先程も申し上げましたように順番が若干変わっております、特に基本目標の4番目、意識の改革というのが従前は2番目にあったわけですがけれども、むしろ、1、2、3を支えるという意味で意識を改革するというのを4番目に持って参りました。

あとは国際社会という、ややフィールドを広くして、そのままになっております。

それから本計画の位置付け。本プランは、青森県男女共同参画推進条例第8条に規定する県の基本計画として策定するものです。県の生活創造推進プランのうち、青森県がめざす5つの社会像、括弧の中に5つありますけれども、それを実現するための仕組みづくりとして、この青森県の男女共同参画というものが位置付けられております。

従いまして、当然この5つの県の目指す社会像を実現するためには、男女共同参画というものを積極的に推進しなければいけないという意味で、県のいわゆる総合計画である推進プランとも整合性がとられているということを言っているものです。

それから計画の期間ですがけれども、本プラン、第2次、これにつきましても、表題といたしますかタイトルが「青森県男女共同参画基本計画（第2次）」がいいのか、あるいは「新何々」がいいのか、というところもご意見は頂戴したいと思います。これにつきましては、平成19年度から23年度までの5カ年間。参考ということで、先程体系図の案というものをお見せいたしました。

それでは、そういう前提を踏まえた上で、私ども3回の検討委員会を開いたわけですがけれども、その結果、こういう形で文言を作って意見として答申をするという場合の付属資料といたしますか、それが「青森県男女共同参画プラン 21 の改定に係る中間報告案」ということになり

ます。

平成 18 年 8 月の日付は決定した段階です。目次。第 1 章からずっと参りますが、計画の策定・改定に当たって、目次で若干変わっている部分もございます。

それから第 2 章計画の内容。ずっと基本計画及び重点目標が書かれてあります。

それから実は、計画の体系図そのものが従前 2 番目にあったのですが、今回それは、2 番目の第 2 章の 2 は、基本目標及び重点目標にしまして、3 番目のほうに体系図を持って参りました。A 3 の 1 枚版、せいぜい今回見ても 2 枚程度ですので、敢えてこちらの方に持って参りました。

それから第 3 章が計画の総合的な推進ということになります。その原案になるようなものが、この 4 ページ以降ずっと書かれてあるものです。これは、後でお読みになっていただきたいと思えます。

実は、それがもう 1 枚、改定検討用ということで、青森男女共同参画プラン 21 の現行と改定案の対比。今日、皆様は改訂版の方はお持ちではないと思えますので、これをもとに、どこをどういうふうに改定し、また、初版本のどういうところをよりどころにしているのかということをご説明したいと思えます。

まず、お開きになっていただきたいと思えますが、1 ページ、現行。いきなり contents が目次という和訳になっているというのが、私ももらってびっくりしたんですが、別に、同じ目次です。「計画策定にあたって」というのが、当然今回は改定ですので、「計画の策定・改定にあたって」。それから「計画策定の趣旨」が改定云々というふうにならなくなってきて、特に 3 番目の「時代の潮流と新たな課題」ということで、従前は「(1)人口構造の変化から地球環境問題の顕在化」というものがあったんですが、その辺は少しまとめをいたしました。

まだ、人口構造の変化絡みのところで、後で出て参りますが、社会経済情勢の変化の中に人口等々、あるいはライフスタイルを入れてありますけれども。少子高齢化につきましては、書いているうちに、やや増えているというようなことがありまして、今回入れておりません。全くスポッと抜けておりますが、これは新しい数字を入れていくということになります。

それから「第 2 章計画の内容」、これはほとんど同じです。2 番目に計画の体系図というのが従前はあったんですが、今回はそれを最後の方に持っていくということによって省いてあります。3 番目に計画の体系図ということになります。

そして基本目標 1 番が、政策・方針決定過程への女性の参画の「推進」が、参画の「拡大」となっております。これは 5 年間の実績を踏まえて、「推進」から「拡大」へと。あるいは、国ベースでも、そういう表記にだんだん、実績を見ていこうということになっていきます。ただし、重点目標につきましては、まだ「促進」と。

それから重点目標の 2 番目が情報の提供。基本目標の 2 番目、これにつきましては、従前は「意識の改革」と「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」だったんですが、今回はそれを 4 番目にいたしまして。2 番目は 3 番目の「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」と、これを 2 番目に持って参りました。そのほか、重点目標につきましては、そのままずっと入っておりますが、若干部分的に変わっております。

それから基本目標の 3 番目、これは右側をご覧になっていただきたい。そのまま従前のものがスライドしておりますけれども、「男女の人権が推進・擁護される社会の形成」、従前は「女

性の」となっておりますが、今回ほとんどすべてのものに「女性の云々」という文言が「男女の」というふうに変えております。

意図的に男女共同参画社会、従前はやはり女性のエンパワーメントも含めて地位向上あるいは意識の改革という、ややターゲットを女性ということを強調しましたがけれども、今回は敢えて「男女」という形、あるいはものによっては「男性の」という表記もあります。「男女の人権が推進・擁護される社会の形成」と。当然暴力につきましても、DV 法等々がありますので、これにつきましても、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」と。

それから「メディアにおける男女共同参画の推進」、「生涯を通じた女性の健康支援」というのがありましたけれども、今回は「男女の」というふうになっております。男性のメンタルヘルスというのも重要であろうということです。

その次に、先程申し上げましたように、「意識の改革」ということがあります。これにつきましても、従前と同じようになっておりますけれども、特に重点目標 4 が今回 12 番目では男女共同参画を推進し云々と、もはや「推進」あるいは「共同参画づくり云々」ということがありますので、ここではその文言を取りまして、「多様な選択を可能にする教育学習の機会の充実」という形にいたしました。

基本目標の 5 番目につきましても、同じタイトルでありますけれども、重点目標が最後につきまして、「地球環境保全への寄与」というものが、「保全活動の支援」というふうに変えてございます。

それから、第 3 章につきましても、総合的な推進ですので同じです。特に今回よりどころという条例、あるいは基本計画は、県民あるいは事業所が男女共同参画を進めていくに当たってのよりどころとなるということをやや強調してあります。特に雇用等の関係の法令がかなり変わっているということがありまして、敢えて、こういう部分を強調してあります。

次に、「第 1 章計画の策定にあたって」ということで、左右見開きですが、実はこの文言の右側のアンダーラインの部分が、先程申し上げました中間報告案のところの文言です。ですから、こちらの方がすっきり読みやすいとは思いますが、対比ということでは、従前のものと同じうふうになっています。

全部の文言を変えたわけではありませんので、部分、部分、従前の、現行のそちらのもの重要なものはそのまま使っておりますけれども、全体としては、第 1 回の審議会等々でもありましたけれども、あまり文字がたくさんあって読ませるんじゃなくて、やっぱり内容が解りやすいものということ意識しました。

特に最後の方につきましても、そこにありますけれども、最後の段落をそういうふうに変改定のねらいを含めて改定するのだけとなっております。

それから、その次になりますけれども、計画改定の背景、策定の背景から、今回改定をいたしますので、その背景ですが、世界の動きにつきましても、ほとんど年表、時系軸になっている部分の古い部分については手を加えておりません。

すみませんが、もう 1 回ちょっと戻っていただきまして、実は年号を表すときにどうしようかという単純なことでいろいろ議論いたしました。実は現行のものは、西暦何年と出ております。括弧書きで元号が、平成何年、あるいは昭和何年となっておりますが、一応年、年とだぶるよりは、1946 で、括弧で昭和 21 で、括弧閉じで「年」と。世界史の教科書では大体こうい

うふうになっております。ただ、ものによっては、ずっと現行もそうですが、元号が出て、西暦が書いていないというのもあります。平成何年の何々。これは意図的にそうしたのか、忘れたのかはともかく、私どもは注意を払ったつもりですが、いずれにしても、基本的には西暦で表現していこうというふうにしております。

また、6ページのところに戻っていただきますが、実はこれは左側の現行のものをそのまま右側にコピーして貼り付けたものですので、年号のところの年、年はそのまま入っております。ですから、要するに同じものが左側に行ったというふうに、アンダーラインが引いていないのは、全く変わっていないということです。

そして、7ページ。8ページに新しいものとして6番目。これは新しく加わりました。これは、昨年の第49回国連婦人の地位委員会に関わるものです。大体そのようなものだったんですが、先程はもっと詳しいものをいただきまして、なるほどと思って見ていたんですが、大体このようなものを入れておきました。

それから、国内の動き、これも左側をそのままスライドしておりますので、项目的に直さなければいけないというものはありませんので、そのままにしております。ややだぶっているような年号につきましては、例えば10ページの方になりますと、同じ年ですので、わざわざ何年、何年は、「同年の12月」という形に直してあるだけです。

11ページの方になりますけれども、9番目のあと10番目に関連法規の整備ということで、そこにありますけれども。ちょっと前後しますが、平成9年あたりの男女雇用機会均等法から始まった法整備、さらにはDV法ができましたので、その辺のところまで法整備を書いております。

それから、国の男女共同参画基本計画の第2次が出ましたので、これは2005年、「年」がちょっと抜けておりますけれども、その部分の必要事項をまとめたものです。特に内容的にはここは動きをただ紹介するものですので、その第2次の概要的なものをずっと12ページの頭にかけてまして、第1部が3部になっておりますので、入れてあります。特に、参画、意志決定に関わる参画については、30%をほぼ達成しているので、33%近くまでということも話し合われたようではありますが、いずれにしましてもそういうふうにいたしました。

青森県の動きということで、従前といいますか、現行は男女共同参画センター、アピオあおもりに至るまでのことになっておりましたけれども、ややそれを分けたほうがいいたろうと思ひまして、敢えて、そこにありますけれども、専管課の設置というところで終えておきました。

そして、アンダーラインの部分が若干変わったところです。何年には何々というふうになっているのを、主語を女性政策課は云々というふうに変えたものです。それから、センターを設置してこうしたと。さらには、男女共同参画課が現在の青少年・男女共同参画課に改組したというふうに変っているものです。それから、②の庁内の推進体制につきましても、平成15年、2003年に「青森県男女共同参画推進本部」が設置されたということを入れておきました。

それから、13ページの④ですけれども、そこにありますように、青森県の婦人行動計画という、やや表記を変えております。

それから同じように、終了後も何々、要するに青森県の婦人対策に関する提言が出されたというのが、問題対策推進委員会から何々となっていたのをなるべく近づけたということになります。文章を少し整理しました。以下は気になる、ちょっと修正を含めた加筆ということにな

ります。

その後、⑦からは、順番も含めて若干変わっておりますけれども、特に⑧ですね。DV 法を受けて、青森県は、被害者の支援計画を策定しておりますので、その部分を⑧で加えてあります。

それから、⑨が、今年の4月に苦情処理制度が開始になりましたので、これも入れておきました。当然、この辺のところのものは、すべて年表で巻末には資料編に加わるとは思いますけれども、やや文言を少し加えております。

それから、基本計画としての位置付け、これは先程の私の1枚のペーパーにあった部分のものでございます。それを、ややこちらの現行のものに加えて入れておきました。

それから、その次、「時代の潮流と新たな課題」ということで、この部分は、従前は人口とか分けていたんですが、敢えてそうしないで、それはいわゆる現行までのことでもいいだろうということ。後期につきましては、「社会経済情勢の変化」ということで、その中の①、従前は高齢社会、そして少子化と分けておりましたが、人口構造の変化ということで、高齢社会と少子化のことを文言として入れるということ。上段の部分は若干数値を変えたりしているもので、それほど大幅な変化はありません。

実は国勢調査後のものを見ても、12年以降のものが、確たるものが本県はありませんので、そういう意味では現行のものはこういうふうにはせざるを得ない。先程申し上げましたように、少子化につきましても書いてあったんですけれども、これについてはちょっと触れているということで。ただ全体として自然増になるかどうかはわからないと新聞にありましたので、私は書いていたのを敢えてスポッと落としましたので、これにつきましては、新しいデータを入れて大体左側の現行のものを踏襲しながら進めていきたいと思っております。

それから18ページに参りまして「ライフスタイル」。これにつきましては、②です。これも大幅に変えているわけではございませんので、ご覧になっていただきたいと思っております。

それから「就業構造の変化」。これにつきましては、雇用の方とも関係いたしますので、必要な部分、あるいはそうでない部分を移動したりして、若干変更を加えております。特に、元々現行では3段落目でマルチメディア等々IT化による、いわゆる^{ソーパー}SOHOの勤務形態等々のことも書いてあったんですけれども、それは、敢えて今回後ろの方に載せるという形で、アンダーライン引いてありますけれども、そちらの文言を下の方に持ってきたと。そして、就業形態も変わるということを入れてあります。

それから「国際化の進展」につきましては、さらに、国際化と高度情報通信社会の進展と。つまりボーダレスに寄与するのは情報網の関係もあるだろうということ、私どもは高度情報化社会というものもどうかということで、それが21ページの方に入っているものです。これにつきましては、元々はライフスタイルの中でも若干触れられていたんですが、特に情報格差というもの、これはグローバルな、世界レベルでもそうですけれども、国内においても今度は情報格差というものが特に大きくクローズアップされておりますので、その辺のところをここでは入れてあります。

それから、5番目が3番目ということで、「地球的環境問題」。これは女性の問題、男女共同参画の問題というのは、地球の環境問題とかなり結びつきが深いということもありまして、今回、従前のものにやや文言を付け足しております。これにつきましては、横文字の Think

Globally , Act Locally というところの前に「男女が地球環境市民としての自覚を持って」と、青森県民ですね。そういうところでいくと、地球環境への関心が深まるんじゃないかということを入れてあるものです。

続きまして、「第2章計画の内容」。これは、タイトルは同じですが、基本的な考え方で、男女共同参画社会の基本理念ということで、これは国をもとにした基本理念、基本計画というのは男女共同参画社会の基本理念を受けているものだということです。

従前は1と2と別れていたものをやや分けてありますし、また、文言につきましては、男女共同参画基本法からのものだというを入れておきました。同時にそこにありますけれども、最後に、「互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野において、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は21世紀の最重要課題でもあります」と。これは、最初の頃に別なものにあったんですけども、敢えてここに入れておきました。

特にこの国ベースもそうですが、人権、あるいは憲法に掲げてある理念のようなものを、従前と違って、もう少し重要視しようと。再認識するということがありましたので、人権の視点からやはり男女、というようなことをここには理念の中に入れておきました。

それから基本的な視点。従前は人権問題としての女性問題の解決ということから始まってジェンダーの見直しとジェンダーからの解放。

3つ目は、女性が力を持った、女性のエンパワーメント促進と。

4つ目が、パートナーシップによる男女共同参画社会の実現ということで、それぞれ基本的視点が合ったわけですけども、先程申し上げましたように、人権問題というか、人権からの切り口は上の方に持って行きますして、実は基本条例ですね、推進条例の中に掲げられている5つの基本的理念というのがありますので、それを今回ここに入れました。

それぞれ5つありますので、敢えてそれぞれの文言の中身について細かいことは説明しておりませんが、そこにございますように、条例から引っ張り出したものです。この5つが基本計画の視点になります。

それから、今回全く新規といいますか、新しいものが、「(3)めざすべき青森県の男女共同参画社会像」。ちょっとこれはメモみたいなものですが、県の生活創造推進プランのめざす5つの社会像との関連を述べながら、このプランにおける大目標、キャッチフレーズを次のように設定しますと。これは決まれば、この部分は作文をしますが、決まらないうちはまだこういう形ですね。是非決めていただければ、私の作業がはかどりますのでよろしくお願いいたします。

それから、次の26ページ、「性格・期間」ですけども、これにつきましても、男女共同参画社会基本法ですが、一応「国の」というのをに入れておきました。第14条で定める云々と、従前のもよりもやや詳しく今回は書いておきました。

なお、今回の改定では、本県の課題を解決するとともに、可能性をさらに云々、これは、県の生活創造推進プランの文言です。

つまり、ここと、先程申し上げましたように、このプランとの整合性を十分取って改定は行われているということになります。

それから、計画の期間ですけども、この計画は、先程申し上げました19年度から23年度までの5ヶ年間。ただし、現行も入っておりませんが、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行うと。見直しをするということで、改定をするとは書いて

おりませんが、ひょっとして法律等々が変わった場合はどうするかということがありますので、小幅な見直しはあり得るということです。

それから「推進にあたって」、これは、現行のものとあまり変わっておりませんが、学校教育における云々ということがありましたので、明らかな実績としてあるようなものでちょっと入れておきました。既に、高校生の副読本で「コラボ」というのがあるので、その作成・配布まで行っているんですが、「学校教育の場での普及啓発を積極的に行ってきましたが、今後とも広く、県民、市町村、企業、団体等の理解と協力を得るとともに職場・家庭・地域などでの自主的活動と積極的な活動参加を働きかけます」と。このところは、「また」という2段落目をもう少し増やしました。

それから、その次のアピオあおもりにつきましては、指定管理になりましたので、このような文言にいたしました。実は、計画推進センターとしての文言につきましてははいじっておりません。この辺につきましては、後でアピオあおもりさんと、やはりすり合わせが必要だろうということで、しておりません。というようなことで、ずっときております。

以下、基本目標が1から5まであるわけですけれども、これにつきましては、文言を読んでいますと時間がなくなって参りましたので、このカラーのA3判のところをご覧になっていただきたいと思います。

基本目標、実は今回の改定でパブリックコメントを求めるまでの中間報告につきましては、基本目標、それから重点目標、施策の方向までを提示して、具体的な施策の中身、あるいは実施計画等々につきましては、各課と調整の上提示するという形をとっていきたくて考えております。従いまして、少なくとも現段階では重点目標から施策の方向ぐらいまでをパブリックコメントで出せるようにしたいと考えております。

ちなみに、せっかくですので、29ページの、例えば基本目標及び重点目標の中の基本目標1「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、まず、ややリードのような前文がありまして、これにつきましては全く同じですので、アンダーラインはございません。その次に、重点目標、基本目標を受けて重点目標。これは現行のものと同じですが、「現状と課題」があります。その「現状と課題」に必要なものを加えたものが右側のアンダーラインが引かれたものです。これは、実は現行の平成14年の改訂以降のことを中心にずっと書かれてあります。そういうものを基にして、施策の方向までを今回は提示すると。

たまたま今回は、31ページをご覧になっていただきたいと思うんですが、具体的な施策まで盛り込んでありますが。これにつきましては、施策の方向、つまり左側の1審議会等の委員への女性の参画拡大ということまでにしておきまして、①につきましては、関係課の方でも少し考えていただく。それをもって、実施計画ですね、基本計画から実施計画の方にそういうものを盛り込んで、別の形の方がいいのではないかとということで。今回、中間報告では、その施策の方向までという形で皆様にお諮りをしたいと思っております。中には、従いまして、具体的な方策までいっているものもありますし、施策の方向だけで終わっているものもあります。

そのことを踏まえていただきまして、また、カラーの方をご覧になっていただきたいと思えます。現行のものが「政策・方針決定過程への女性の参画推進」、基本目標Iです。それが、改定ではグリーンですけれども、「参画拡大」と。重点目標の1の色が下のほうになっているのが改定のもので、「の」が抜けているということです。「参画の促進」が「参画促進」。それから、

下のものは同じですが、そういうふうにご覧になっていただきたいと思います。

それから、施策の方向も、そういうふうに1のものになっていると。例えば、現行のものが、「審議会等の委員への女性の参画拡大」というものが、「各種審議会等の委員」というふうに「各種」がついております。それから、2番目は同じです。3番目は、「市町村における女性の参画促進要請」が、「参画促進の」という「てにをは」をちょっと付け加えているということです。

それから5番目、「社会的機運の醸成」というのがあります。今回は「女性の多様な社会参画を可能にする環境醸成」と、環境の方に変えました。ムードを盛り上げるというよりも、むしろ環境の方がいいんじゃないかと。

それから6番目がそのまま入っております。

同じように、現行のものが白ですと、改定版がそれに、改定版の基本目標の色で重点目標あるいは施策の方向もいっているということになります。

大きな削除あるいは追加を含んだところを、ちょっとこの表でご説明をしていきたいと思えます。基本目標の2番目は4に持っていくとなっております、実は従前の3番目にありました「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」ということになります。そこに「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」ということでありますけれども、せっかくだすから、やはりこちらを見ていった方がいいかもしれません。

36、37 ページをご覧になっていただきたいと思えます。この部分はやや増えておりますが、実は一番、公的整備あるいは仕組みの部分が変わっているところであります、女性のM型あるいはパートタイムを含めて、かなり就業条件が時短を含めて変わっております。そういうものがある関係で、やや細かく最低限のものは入れるということで加えてあります。その部分がアンダーラインになっております。

特に国ベースが女性のチャレンジ支援ということがありまして、横、縦、再チャレンジという。横は色んなグループを作って色んな社会参画をしてくださいと。縦の方は、審議会とかの意志決定にどんどん参画してください。それから、再チャレンジというのは、まさに一旦離職してもう1回就職等々をやってくださいということがありましたので、今回特にこの部分で分量が増えているところです。それから、ここはたまたま施策の方向のほかに具体的施策というのも入っておりますけれども、先程も言いましたけれども、基本的には施策の方向でいきたいと思えます。

特に、39 ページの「働く女性の妊娠・出産に関わる保護」というものを、母性健康管理対策の推進という形で名称を変えてあります。それから40 ページ「職業意識の育成」云々というところでも「女性のチャレンジ支援事業の推進」と、先程私が申し上げたようなところになります。

それと現行の42 ページの7番目のいわゆるベンチャーですね、女性の起業家育成云々というの、このチャレンジ支援の中に入れて、項を新しく起こしたということになります。キーワードもそのまま入っております。

というふうにならずと来てありまして、次の重点目標の4番目になります。44 ページをご覧になっていただきたいと思うんですが、「農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進」と、これは従前「パートナーシップ」ということだったんですが、今回敢えて「男女共同参画の促進」としてあります。

文言等はそれほど変わっておりませんが、実は 47 ページのところをちょっとご覧になっていただきたいと思うんですが、「政策方針決定」を「意志決定」に変えたり、あるいは家族経営協定をもう少し促進させようと。あるいは女性の経済的地位云々と入って 5 番目のところに、「男性の家事・育児・介護等への参画促進」、つまり、男性側への配慮といいますか、そういうものも必要ではないかと。これは先程申し上げましたように、「女性の」という従前のものに「男女」という言葉をあてはめたり、場合によっては男性への支援も必要だというような文言がこれになっています。

そのことは、少し端折って参りますけれども、51 ページのところ、「家庭生活における男性の参画の促進」と。従前は「男女共同参画の促進」で、わかったようなわからない部分がよくあるんですが、もう少し、敢えて後期に重点的にやる場合にこういうふうにしよとということで、男性の参画促進というふうに変えてあります。

そのことで、もう一度、大きいこの色の方を見ていただきたいと思いますが、そういう感じでいっているということで、重点目標の 5 番目の「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」ということでは、文言がやや「仕事と育児・介護」というものを「家庭」というふうにひっくるめる。あるいは、先程申し上げました「家庭生活における男女共同参画」を「男性」と。それから「地域」がそうですね。

それから労働時間、時短については、ここはもう削除する。チャレンジ支援に入れた場合にはここは削除ということで、文言を変えてあります。

それから同じように、もう 1 枚の重点目標の 6 番目のところですが。従前は、現行は「高齢者等が安心して暮らせる条件の整備」だったんですが、「環境づくり」と、どうも「条件」といいますと、やや法整備的なところがあるんですが、本人の意志、つまり支援をするというふうになりますと、自立というのも非常に重要になりますので、自立できるような環境等々を含めて、本人の意志も含めて、私どもは「条件」から「環境」というふうに変えました。そのことが、今回そこにあるような内容になっています。従いまして、自立という言葉が入っております。

それから、実は男女共同参画センターの充実につきましては、現行のものをあまり変えておりませんが、これはもうちょっとお時間をいただいて、いわゆる指定管理者になって、他のところでは無難に書いてありますけれども、指定管理者になってその後のことは云々というところを、もう少し実態を、数字を見ながら変えていきたいと思っておりますので、いずれにしても、現行とそんなに変わりません。

機能の強化、機能の充実というのがそこにありますけれども、あまり変えないでいっているということになります。「・」云々は、相談機能が抜けましたので、「相談」は、今回別のところということで、抜かしてあります。

それから時間ありませんので、最後の方にいきたいと思っておりますけれども。「男女の人権が推進・擁護される社会の形成」、これは先程申し上げた「女性」というところから「男女」というふうにいたしました。ここは、今回特にメディアも含めまして、かなり重点目標を含めて書き換えもしてあるところです。

これにつきましては、62 ページのところから入りますけれども、特に 63 ページ以降の「現状と課題」というところで、そこにありますけれども、ずっとアンダーラインが引いてありま

す。かなり実態を踏まえて現状を書き添えてあります。それから、データもここに入れていこうということです。これは法改正と青森県は支援計画を持っておりまので、そのことについて。それから、施策の方向につきましてもそれに則る。

それから、67 ページのメディアについても、これも新しい高度情報通信網の発達の中でどうするのか。あるいはマスコミとの付き合いということも含めてメディア・リテラシーと女性のエンパワーメントといいますか、そういうものとの関係についても、ここで入れてあります。これはたぶん細かく書けば向こう 5 年間、この部分というのは日進月歩で情報を含めて進みますので、いくのではないかなと思います。

それから 71 ページ、最後の方に、生涯を通じた、従前は女性の健康支援という重点目標が 12 番目にあつたんですが、今回は 10 で、「生涯を通じた男女」ということになっております。これにつきましても後でお読みになっていただければと思います。

それから、先程冒頭で申し上げましたように、従前は意識改革というものを 2 番目に持っていったんですが、今回はそれを基本目標の 4 番目に持っていきました。特に前文につきましてもは変えておりませんが、「現状と課題」、それから、その後の施策の方向につきましてもは、一部表現を今日風のものに変えてあります。たとえば、「広報・啓発」というものを「普及促進」あるいはこの場合だと「理解促進」という文言に変えてあります。

それから 78 ページ、従前も専門用語に近い形であった「法識字」と呼ばれるものなんですが、今回それを「法律制度の理解促進及び相談云々」という表現にしました。前回これにわざわざキーワードまで入れてあつたんですが、そういうようなことで変えてあります。

それから 81 ページをご覧になっていただきたいと思いますが、先程、「多様な選択を可能にする教育学習の機会の充実」ということでずっときましたけれども、「幼児教育及び学校教育の場における男女平等の推進」という文言が従前はあつたわけですが、今回はまず行政関係職員等の研修機会を充実しようと。

それから 2 つ目に、男性も対象とした学習機会の提供も充実しようと。3 つ目は、従前の 1 番に相当しますが、「保育や教育の場における男女平等の推進」というような文言に変えてずっと入れてあります。

それから、現行の 2 番目、3 番目は「家庭や地域における男女平等の推進」。

そして最後に、だめ押しで、生涯学習の視点ということで、男女共同参画に関する生涯学習の側からの、つまり、もともとは生涯学習、社会教育の方から、当時の言葉で言いますと、教育・啓発ということが行われたわけですが、もう 1 回それを見直して、原点に帰えろということなんです。

あとは、重点目標 13 番目の「国際交流・国際協力」につきましてもは、現行の文言を、数値がやや新しくなりますので、それに入れていくということになります。

それから、89 ページの「地球環境保全活動の支援」、これは少し変えてあります。そこにありますけれども、左側、現行のものを生かしながらも、今まであちこちで言われているような文言を参考にしながら、あるいは今まで使ってきた言葉を再掲の形で考えてあります。

それから、特に地球環境保全を含めて障害者に関わりなく、現在はユニバーサルデザインに基づく街づくりということが言われています。ユニバーサルですから、大多数というか、そういう意味では、従前のバリアフリーではなくして、時代はユニバーサルだと。マスからユニバ

一サルへということで、男女共同参画もやはりそちらの視点で今後いかないとだめだろうということで入れておきました。

あと、最後の方になりますけれども、計画の総合的な推進というのが、やや少なすぎるのではないかといいこともありまして、今回は必要に応じて、文言を変えたり、加えたりしております。

特に、先程申し上げましたように、条例と基本計画は、よりどころとなるということはどこかで強調しなければいけないということで、94 ページですね。条例に事業者のことを書いてありますので、従前はややへりくだっているというか、あまり積極的には関わらなかったんですが。もう少しということで、特に条例の第5条では云々ということありますので、取り組みのよりどころとなることを期待すると。従って、事業者もこれにあるので、こうだよというふうにさせていただきたいと考えました。

この背景には、なぜかと言いますと、ここの専門部会、検討部会ではなくして、審議会の検討課題になるんだらうと思うんですけども、最初6月の第1回の時だと思いましたが、企業からこういう男女共同参画の様々な研修に来たら、その企業には専門のエキスパートがいるんだというような、そういう人材がいるという証明書みたいなものを出せないだろうか。消防のまる適マークじゃないですけどもね。そんなことが企業であるということ。ファミリー企業のあれではなくて。そういう意味では、企業の人の中々、日中いろんな研修を開いても企業がお休み取って来るわけにもかないですし、それであれば、企業にとってのメリットがあるように、お宅の事業所には男女共同参画の研修を受けたこういう人がいるということを積極的にこちらで証明し、また、何か証明書みたいなものを出せるといいんじゃないかと。そのためには、こういうものを企業の側の、事業所側のよりどころとしてもらおうと。もう少し普及させる手だても審議会として考えたらどうかということがあったものですから、今回ちょっと付け加えました。

すみません、45分が1時間になってしまいました。放っておくとあと30分くらいもしゃべりそうですので、これで終わりたいと思います。冒頭申し上げましたけれども、「ねらい」と「仕組み」と「よりどころ」を、やはりこの計画では明確にしたいと思っていますところ。私からは以上です。

議長：内海委員には専門部会長として、これまでの検討会でも大変なご尽力をいただいております。今説明いただきましたが、約1時間という、長かったかもしれませんが、とてもわかりやすく全体についてご説明いただきました。

少ない日にちではありましたが、一応事前にお配りしておりましたので、少し中身をご覧いただいていたと思いますが、それも踏まえまして、これから現時点での報告案について、協議をしたいと思います。約1時間、3時半までだと1時間ないので、30分ぐらいですが協議をしたいと思います。

時間の関係もございまして、これからの進め方についてなのですが、まずはじめに、今内海委員からご説明いただきました説明内容についての質問と確認をしたいと思います。ですから、例えば、聞いていただいた中でここはどうなのかというような、そういうごく簡単な質問といえますか、確認をさせていただきたいと思います。

それに続きまして、今回6名が専門部会の委員として関わっておりますので、今、内海委員からご説明していただいた内容について、委員の方から補足のご意見・ご説明等があれば、それもお伺いしたいと思います。

その後、報告案についてのご意見を伺いたと思いますが、その際、今内海委員からもございましたけれども、今日の審議会の協議の中で、是非、一応大きなメドをつけたいと思っておりますのは、プランに掲げることになっております「大目標」について、この場で協議して、できれば案を決めさせていただきたいと思っております。

それからもう1つ、プランの名称についてです。先程ご説明がありましたように、基本的には現行のプラン、改訂されていますけれども、現行の「あおもり男女共同参画プラン21」という名称になりますが、それに「新」を付けるか、あるいは「第2次改定」とするかということですが、プランの名称についてもこの協議で決定したいと思っております。

そのぐらいで、もう時間いっぱいになってしまうのではないかと思います、時間の許す範囲で皆様にご意見を伺いたしたいと思います。

以上のように進めたいと思いますが、まず、今大体概略、それから主要なところについてはご説明いただきましたが、その点について、確認事項、質問事項等ございませんでしょうか。どうぞ、何でも結構ですので、せっかくの場ですので、どうぞ。

大体説明内容についてはご了解いただけましたでしょうか。わからないという点はございませんでしたでしょうか。

それでは、後で意見として出してくださっても結構ですが、次にいきたいと思えます。部会長は今ご意見を出されたと思いますが、その他の委員として分担してくださいましたし、長時間に渡る協議にご熱心に参加していただきました、専門部会の委員の方々から何か補足の説明等ございませんでしょうか。

佐々木委員はいかがですか。

海老名委員はいかがでしょう。

成田委員はいかがでしょう。

成田委員：やっぱり私たちは将来的に、男女とも、それから学校教育を受けている者、それを終わった者も結局は全部通る太いパイプというのは、それぞれの将来に向けての生きる力を身に付けながら育ていく子どもたちをも含めて、そしてまた、現在育った私たち大人を含めて、将来的にもどうなるかということが一番大事にしたのが、今回の底にあるものだ。私はそういうつもりで何回か参加させていただきましたので、その点を1つ付け加えさせてください。

議長：どうもありがとうございました。では、私も意見がありますが、後程時間があれば申し上げさせていただくことにしまして。次に本題であります、今ご報告いただきました中間報告案について、ご意見をいただきたいと思えます。

まず、フリーに何でも結構ですので、ご意見をお出しいただきたいと思えます。全体的なご意見でも結構ですし、中身について、ここはの方がいいんじゃないか、あるいは全く新しいアイデアでも結構ですので、是非お出しいただきたいと思えます。いかがでしょう。

はい、熊倉委員。

熊倉委員：先程お伺いすればよかったのかもしれませんが、質問させていただきたいんですが。先程部長様のほうから、パブリックコメントに出されますのは、施策の方向までのところということだったんですが、今回討議をするのはその部分まででよろしいのでしょうか、意見を申し上げますのは。

最初、私、こちらの中間報告案を見ていろいろとチェックをしていたんですけども。その後こちらを見ますと、もうちょっと細かく具体的な施策も盛り込んでいまして、そうすると、そのところで、いくつか疑問点もあったんですけども、それは今回意見を申し上げないということで、また別の機会があるのかどうか。

それから、実は大変申し訳ないんですけど、全体的に私が検討するにあたっては時間切れになってしまうという部分がございます、本当に専門委員の方々にはとてもご苦労されて、熱心にご討議いただいている様子は、中間の経過が送られて来ましたときにも本当に感じていたんですけども。見てますと、私の理解不足か、いくつか疑問点ですとか、「ちょっとこの表現は」と思うところがかなりあったんですね。細かい部分でもあったものですから。恐らく今日の場で、それをみんな申し上げるのは不可能かなと思うんですね。

そういったものは、別途にお知らせをする機会があるのかどうか。もしないのなら、お時間をかけてもこれで審議会の了解を得たということになってしまいますと、ちょっとどうなんだろうという部分もあるものですから、その当たりをちょっと確認させていただきたいんですけども。

議長：大変貴重なご意見ありがとうございます。後程、あるいはご意見が出た段階で申し上げようと思っていたのですが。

まず、第1点目のパブリックコメントに出す中間報告案の体裁についてですが。今内海委員のほうから簡単なご説明がありましたように、今の段階での体裁としては、こちらですね。冊子のほうにまとめてあります。このような体裁のものになると思います。

ここには、施策の方向と具体的な施策と、一応見出しはなっていますが、具体的施策ということは、①、②という形でしか示しておりません。だから、一応今の段階では、このように専門部会では考えています。ただ、そのことについてご意見がございましたら、お出しいただきたいと思いますが。

それからもう1つ、どの段階まで意見を出せるのかということについてなのですが、それについては、事務局のほうから、今後のスケジュールを含めて、改めてご説明いただいて確認したいと思います。よろしいでしょうか。

事務局：事務局の男女共同参画グループの福井と申します。最後にご連絡するつもりでございましたが、今後のスケジュールにつきまして、この場でご説明いたします。

まず、この後、パブリックコメントを中間報告、今日完全な形での報告までは至らないかと思っておりますけれども、この後色々意見を頂戴しながら、改めましてまとめたものを事務局のほうから皆様にお知らせする形をとって進めながら中間報告をまとめていただきます。パブリックコメントの日程は決定いたしております。9月20日から10月20日まで、31日間を予定しております。これまでに中間報告をまとめていただくということでお願い申し上げたいと思いま

す。

その後、ついでに最後まで申し上げたいと思いますけれども、パブリックコメントの結果を受けて、もちろんその結果については、審議会の委員の皆様全員にお知らせはいたしますが、まず、部会を当初3回の予定ということでしたが、もう既に3回開催しております。4回目を今一度開催させていただきまして、部会でご討議いただき、それを、10月の下旬くらいと予定しております。具体的日程はまだですけれども、10月中には何とか開催していただきたい。

さらには、11月中旬、あるいは遅くとも下旬までに、第3回目の審議会全体会を開催させていただきまして、最終的なご答申をいただきたいと思っております。

つきましては、ご意見につきまして、一般の県民の方につきましてはパブリックコメントの31日間ということをございますけれども、審議会の委員の皆様につきましては、答申までの間、いつでも事務局のほうでお受けしたいと思っております。

お受けしたのについては、部会はもちろん、会長あるいは部会長のほうへも逐次ご連絡いたしますが。ただ、パブリックコメントへ意見を盛り込む都合上、パブリックコメントに反映したい意見ということであれば、9月8日まで、何らかの方法で事務局の方へお知らせくださいますようお願いしたいと思います。

もちろん、審議会の委員としてのご意見はいつでも事務方でお受けいたします。受けたものは、すべてお知らせするつもりでございます。以上のように予定しております。

議長：どうもありがとうございます。今ご説明がありましたようにご意見については9月8日までに事務局あてに何らかの方法でご連絡くだされば、それはパブリックコメントに盛り込むことができることになると思います。

ただ、いろいろたくさんあるということでしたけれども、内容、特に基本目標ですとか、重点目標、それから施策の方向等に関わる事柄については、是非今出していただける範囲でご指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。明らかにこれは訂正したほうがいいとか、このような視点が必要だということではないかと思っておりますので。

熊倉委員：特に質問、その当たりの考え方をお伺いしたいなという部分もあったものですから、それであれば、ちょっとお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

特に、私ども、雇用の部分の関連が深いものですから、そのあたりが重点的になるんですけども。まず36ページの部分ですが、最初にこの重点目標の表題の部分で「雇用等」の「等」にはどういうものが含まれるのかなと疑問に感じた部分が1つございます。

それから、恐れ入ります、いくつか私がちょっと疑問になったことですか、そういったものを今申し上げますけども、後程ご回答いただいても結構です。この場で特にご討議いただかなくても結構なものもあるかと思っておりますので、とりあえずちょっとお話し申し上げます。

それから、あと細かいことは後程意見として挙げさせていただきたいと思うんですが。冊子の18ページのほうになるんですが、中頃のところで、「今後は一層」という部分がありまして、ここは「企業の積極的な取り組みが求められます」とあるんですけども。その後段のほうで、「男女労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り」ということで、たぶんこれは同じような意味合いを分けて記載していますので、これは1つにまとめて、後段を前段のほうに盛り

込んだほうがよろしいんじゃないのかなと感じました。

後段の「男女労働者間に生じている事実上の格差」の文節ですけれども、その後段の方に、「女性労働者の側も」という部分が、ちょっと引っかかってしまったんですね。「高めていくことが重要です」という結びがございますので、これは課題になるのかなと思うんですけれども。現状をどういうふうに捉えて、これを記載されたのかという部分を確認をさせていただきたいと思いました。と申しますのは、これを記載してしまいますと、現状は女性労働者の職業能力が低いとかいうような現状になってしまいかねないのかなと、そういうイメージを抱いてしまうのかなと。

もちろん、そういうことではなくて、能力はあってもそれを発揮できるような環境が整っていなかったりとか、職業能力でいえば、「女性労働者の側」となっているんですけれども、むしろ、より多くの問題は、学校を卒業するまでは同じように能力を発揮して、採用の時も同じように、むしろ女性のほうが能力的には高い場合があっても、どうしても企業の中に入ってしまうと、そういう能力が生かされてこない。必要な知識が伸ばされてこない部分というのは、必ずしも女性労働者の側よりも別なところに多く問題があるんじゃないのかなと思いましたので。そのこのところをかなり並列的に書いていますので、もうちょっとご検討いただいた方がいいんじゃないのかなと、私自身は抵抗があったものですから、ご検討いただければと思いました。

あと、前後して申し訳ないんですけれども、セクシャル・ハラスメントの部分の中程に「率先して県機関が防止対策に取り組む」ということで、その後に企業の取り組みに対する働きかけの必要性を記載してあるんですけれども、男女共同参画基本計画というのは、社会全体、県全体でどうやって進めていくかということなので、まず、企業に対して、職場のセクシャル・ハラスメントを未然に防止する取り組みを働きかける必要があるとした上で、県は率先して自らもやらなければいけないという、その順番じゃないのかなと思います。その順番が、まず県が率先してというふうなことで、どちらかという、小さい方が前に出て、大きい方が、それは重さの大小ではなくて、範囲の大小のことですが、企業も一事業主と考えた場合には自分のところも率先してやらなければいけませんよということなのかなと思うんです。ちょっとこの順番が逆ではないのかなと思った部分です。

あと、先程の 18 ページは、もう一度このあたり、順番ですとか全体をご検討いただきたいのですが、もう 1 つ、育児や介護等を理由に再就職した女性は総合的な支援が必要ですよということで、育児や介護で一旦離職せざるを得ないというのが、今よく 7 割の女性がというお話もあって、そこが大変重要なんだと言われている部分を受けての記載だと思うんですけれども、1 行に終わっていますので、その後の起業などの再チャレンジも含めまして、もうちょっと書きぶりを整理していただいた方がいいのかなと思いました。

それから、21 ページですけれども。細かい部分は後程事務局の方に意見として挙げさせていただきたいと思うんですが。5 行目の「しかし」のところで、「しかし、実際には休業規定のない事業所があることや、家事・育児・介護といった家庭責任のほとんどが女性であることから、法の趣旨の浸透と休業を促進させる環境をつくる必要がある」ということも、ちょっと意味的につながりにくいかなと思ったんです。

家事・育児・介護といった家庭責任のほとんどが女性であるので、こういう法の趣旨の浸透

や、そういう環境が必要なんだろうかと。家庭責任のほとんどが女性ということを利用して法の浸透やそういうものがいい必要なんだろうかと、ここが直接結びつかない部分があるので、むしろ休業規程のない事業所があることや、制度があっても利用しづらいといった状況があるといったようなことから、今後も法の趣旨の浸透とか休業を取得しやすい環境を作る必要があるのではないかなと。そういう流れなんじゃないかなと思ったものですから、そこももう一度ご検討いただきたいと思います。

それから、その下の行ですけれども、「女性が男性とともに職場に参画していくためには、家事・育児・介護といった家庭責任を男女がともに担わなければなりません」の記載の後を「しかし、現実には男性の家事時間は短く、家庭責任の多くを女性が担っている状況にある」というふうな表現にさせていただいた方が、家庭責任の部分、先程の部分を削除して、こちらに盛り込んでいただいた方がいいのではないのかなと思ったところです。

それから、その次の、「このため、これまでの『男は仕事、女は家庭』から、『男は仕事、女は仕事と家庭』という新たな課題」。これは、文章的によく解らなかつたんですね。課題という表現を使った場合には、例えば、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識の払拭が課題なのであって、そういう役割分担意識があることが「課題」というふうに言うのだろうか、私の解釈がおかしいのかもしれないんですけども、ここの意味がちょっとよくつながらなかつたという部分です。

それから、「また、ボランティア活動や」の次の「このため」のところですけども、最後の方で、「従来のライフスタイルを見直す必要があります」ということなんですけれども、これは「働き方を見直す」という表現になるのではないのかなと。個人個人のライフスタイルを見直すというよりも、「働き方を見直す」ということが適切なのではないのかなと思いました。

次に、22 ページですけども、1の「仕事と家庭の両立のための雇用環境整備」になるんですね、ちょっと字が抜けていると思うんですけども、その次の①の、「男性を含めた多様な働き方の見直し」という表現がちょっと理解ができなかつたんですね。

「働き方の見直し」、多様な働き方を可能にしていくために、これまでの働き方を見直すということなんだろうと思うんですけども、「多様な働き方の見直し」というのはちょっとよく解らないなと思いました。

それから②の、これはちょっと時間切れで、私自身もどうなんだろうと思った部分なんですけど、「育児・介護を行う労働者の継続就労支援」というのが、むしろ「仕事と育児・介護との両立」のほうが適切ではないのかなと思いました。と申しますのは、継続就労が可能になるだけでいいのかどうか。たとえ継続できても、非常に困難な中を何とか続けているというものまで、ここで含まれるのかどうか。それを考えれば、むしろ仕事と育児の両立支援みたいな言葉の方がいいのかなと感じたんですけども、あるいはこちらの方が適切なのかもしれないと思いますので、ご検討いただければと思います。

あと、2番目の「家庭生活における男性の参画の促進」の⑤で労働時間の短縮とあるんですけど、労働時間の短縮だけではないものもあると思うんですね。時間だけではない、休みが取りやすいとか、たとえばフレックスタイム制とかは、時間は同じではあっても非常に融通が利くとか柔軟な働き方ができる部分というののもとても大切なので、そういう意味合いが①のところに入ってくるかもしれないんですけども、⑤が労働時間の短縮だけに限定した言い回し

でいいのかなというところも思いましたので、この辺り、私ももうちょっと検討できればよかったんですけども、ちょっと疑問に思った部分です。

それから 30 ページになるんですけども、基本目標の 12 番のところの 3 行目ですけども、「学校は社会の中で男女平等の考えが最も進んだ分野とされています」と言い切っている部分に、これは確か前回もそうで、そのままだと思うんですけども、ちょっと私は疑問を感じてしまったんですね。学校が本当にそうなんだろうか。

確かに学校教育はそういうふうに言ってもいいのかなと思うんですけども、「学校」と言い切った場合には、例えば、学校という職場ということ考えた場合には、大学などで女性の先生が男性と同じようには活躍できていないというお話も伺ったりしますので、学校という分野が本当に最も進んだところと言い切っていいのだろうかと私自身は疑問を感じましたので、その辺りをご検討いただきたいなと思いました。

ほかにも細かいことでいくつかあるので、そういった部分は別途に事務局のほうにご意見として挙げさせていただきたいと思います。

議長： どうも貴重なご意見ありがとうございました。今かなりたくさん指摘していただきましたので、これについていちいち今の時点でお答えするということはできませんが、何かございましたら。

内海委員： 大変貴重なご意見、ありがとうございました。最後からいきますと、文言をよくお読みになっていただければ理解してくれるかなというところもあるので。

例えば、「学校は考えが進んだ分野とされています」と、「しかし」と私どもは言っていますので、そういう意味では実態と考えとは別であるということは我々もここでは指摘しているつもりです。

それから労働等々につきましては、これはやはり誤解のないようにしたいと思うんですね。先程来出ました、育児と介護を赤黒で分けていたものを家庭というふうにしたと。22 ページでしょうか。その辺のところについても、もし舌足らずであれば、説明しなければいけませんし。

同じようなことが 2 番目の「男性の参画の促進」のところの時短の問題ですね。我々とはとにかく 5 年間で必要なのは時短だろうと。余った時間をパチンコ屋に行くのか、どこに行くのかは別問題で、とりあえず、まず労働時間を法定労働時間まで下げるか守ってもらいたいという願いがありまして。差し当たって青森県の場合はそこを考えると。

あるいは当時出ましたワークシェアリングの問題ですね、多様な働き方という。青森県は確か雇用を促進するためにワークシェアリングを採ると、結果はどうか、これはまた別問題ですけども、今また 2007 年問題でものすごい市場は活性化しているんですが、青森県は遅れているということがあります。先程来、それに関した部分につきましては、もう少し我々も文言は誤解のないように、あるいは解りやすい言葉に書き換えることも検討させていただきたいと思います。

それから、重点目標の 3 番、「雇用等の分野」の「等」は何だということですが、私はあまり深く考えていなかったというのが正直なところで、現行もそうだったんですね。これは職場の中にハラスメントとか色んなものを全部ひっくるめていたから、あるいは女性のチャレンジ支

援も何でもかんでも全部入れていたから多分「雇用等」と。「雇用等」となると、雇用契約を結んだ労働者部門だけに限定していいのかということもあるんで、そうするとどうも。これは、もうちょっと私どもの方で検討させていただきたい。他の県のものも参考にしていきたい。それにしても、貴重なご意見どうもありがとうございました。

議長：是非取り入れさせていただきたいと思います。またちょっと残りの時間が少なくなったのですが、他の委員の方から。

どうぞ、佐藤正勝委員。

佐藤（正）委員：佐藤でございます。計画全体を拝見しますと、計画づくりというのはこういうものなのかなということで、大変ご苦勞様でございましたと申し上げておきたいと思います。

私も今、熊倉さんがおっしゃったように、対比のほうの36ページで、細かい話ですけども。例えば、「職場におけるセクシャル・ハラスメントは、労働者の尊厳を不当に傷付けている」というのは、これは「労働者として」ではなくて「人として」のということで、結果として働く人の能力発揮を妨げるということなのではないかなという感じがすること。

それから、このページで申し上げますと、一番上に「女性雇用労働者」、これは前もそういう表現になっているんですが、普通こう言うのでしょうか。この辺は、前がそうだからというんじゃないなくて、女性の就業者数が増えたということなんだと思うんですよ。この辺のところの文言を整理してもらえればいいなど。

それから、今回アンダーライン引いて、「しかし、その賃金は何々と比較して何々に満たない」。これは確かに昨年出した資料等々を拝見しますとそうになっているわけですが、男性と女性の賃金の格差というのは、属性というんでしょうか。つまり学歴だとか、勤続年数だとか、企業の規模だとか、色んなことで。具体的な数字を出すということは、中々難しいということが1つと。賃金だけが重要だというようなアクセントの置き方に受け取られかねないので。

私はこの辺はむしろ、先程お話の中にあつたように、男女労働者間に生じている事実上の格差ということがむしろ問題なのであって、ここで敢えて男性と比較して6割にも満たないと、確かに毎勤調査によればそうになっているわけですけども。これは必ずしも青森県だけのことなのか、毎勤調査ではよその県との比較はできませんけれども。例えば、賃金基本構造調査では、全国に比べて男女差は青森県の方が少ないというデータもあるわけですので。この辺は少し整理をさせていただければいいのかなという感じがいたします。

それともう1つこのページで申し上げたいのは、離職した女性の再就職についてのことなんです。先程熊倉さんもおっしゃって、この辺も非常に大事なところなんです。私は、この辺のところは、比較表の19ページのところをご覧いただきたいと思います。

真ん中の辺りに、「不安定雇用のパートタイム労働者などが多くを占めています」という表現になっているんですが。私は、再就職において必ずしも雇用環境整備が十分とはいえないということ、ここで明記しておく必要があるのではないかと。

私がちょっと気になったのは、前回の左側の方にも出ているんですが、「不安定雇用のパートタイム労働者」という、いかにもパートタイム労働者がまさに「不安定雇用」ということで決め付けてしまっているような表現になってはいないかと気になったものですから、この辺ちょ

っと申し上げたかったわけです。

あと少しありますけれども、37 ページに戻っていただきたいんですが、ここで「様々な分野で女性起業家が活躍することは地域社会云々と再チャレンジと起業に取り組む例もみられる。しかし、アイデアと意欲はあっても、ノウハウの取得や資金確保などの面で不利な状況に置かれている」と。ここは、「不利な状況に置かれている」ということではなくて、それはそうなのかもしれませんが、よくわかりませんが、「起業に取り組む例もみられ、アイデアと意欲がある方に対して、ノウハウの取得や資金確保などの支援対策の充実を図る必要がある」ということなのではないのかなという感じがするんですが、いかがなものでしょうか。

あと、もう少し色々ありますけれども、それは事務局のほうに機会を見て申し入れさせていただきたいと思います。

議長：すみません。ちょっと私も甘く考えていたのですが、もう時間になってしまいました、皆様あとのご予定がおありなのかもしれませんけれども、もうちょっとだけ延ばさせていただいてよろしいでしょうか。

もし、ご用がおありになる方はどうぞ途中で中座して下さって結構ですので、もう少しだけお時間をいただきたいと思います。

今2人の委員からご意見が出まして、特に雇用等の分野における、そちらの解釈、対策等についても問題が多いところなのだろうと思います。お出しいただきました意見については、十分に検討させていただいた上で反映したいと思います。

他にございませんでしょうか。どうしても今の段階で、この場でご意見を指摘しておきたい、このプランに盛り込んで欲しいというご意見ありませんでしょうか。

佐藤（正）委員：先程熊倉さんもおっしゃったようにパブリックコメントは、施策の方向だけ出されるんですか。

議長：今こちらの方の、これが先程一応出されるものだと申し上げましたが、この中にも今ご指摘がありましたところを見ましても、①、②という形で具体的施策の見出しだけは挙げてあるんですね。

ただ、その内容については記載しておりませんが、もし、この具体的な施策をこういう項目見出しという形でも掲載するのは、今は差し置いたほうが良いということであれば。

佐藤（正）委員：そうじゃなくて、私が気になったのは、比較のほうの50ページをご覧いただきたいんですが、具体的施策の③ですが、「男性の育児・介護休業取得のための環境整備」。これはとても大事なことなんですが、「県職員をはじめとする男性公務員の育児休業取得率の数値目標を設定する」ということまで出るのであれば、私個人の考えでは、これはまさに、この計画を実効あらしめるために、やはり計画づくりを率先してやる県がまず自らそういうことをやってもらうことがとても効果的ですよということを、この答申の段階では付帯決議みたいなことで要望という形で出すということがなじむのかなと。

ここがちょっと気になったものですから、具体的施策の中で県職員をはじめ男性公務員の数

値目標を設定するというのは、どういうものかなと思ったものですから、確認させていただいたわけです。

議長：今のことについて、パブリックコメントに出す体裁も含めてお願いします。

内海委員：パブリックコメントには、改定案の方をご覧になっていただきたいんですが、中間報告の「計画の策定・改定にあたって」、「計画の内容」、それから「基本目標及び重点目標」と、そこにありますけれども、当然計画の内容の基本目標に至るまでの重点目標の現状と課題ですね。

今その文言を色々ご指摘いただいたわけです。

それから、「施策の方向」のみになります。従って、○の付いた①とか②、③等々につきましては、実はこの施策の方向と具体的施策と主要事業が関連しますので、各課のほうに降ろさないと、その都度めまぐるしく各課の持ち部分が、分掌が変わっているということもありますので、これは前々のものがありますので、各課のほうに検討していただくと。それを実施計画に出していただくと。

ですから、県民にはいわゆる「施策の方向」までだけです。よろしいでしょうか。

議長：今の点については確認させていただきましたが、実際のプランを策定する場合に、ここに掲げてあります具体的施策とか、県で実施する事業については、当然盛り込むこととなります。

盛り込み方については、改めて実施計画という形で具体的に別建てにするというふうには今は考えておりますが、あくまでも今はパブリックコメントの段階では「施策の方向」までということになります。

ですから、今日はもう時間がありませんので、具体的な施策まで踏み込んだご意見をいただけませんけれども、そのことに関してご意見がある方は是非。先程申し上げましたようなスケジュールで、パブリックコメントの場合にはそこは載せられませんので、最終的なところの段階までご意見随時お寄せいただければと思います。

ある段階で、それを是非盛り込むように専門部会の方でもご努力いただきたいと思っております。

他にございませんでしょうか。あるかもしれないんですが、すみません、ちょっと私が先程申し上げました、今日の審議会では是非パブリックコメントの段階で盛り込まなければならない大目標の、私たちが目指そうとしている男女共同参画社会がどのような社会かということを示す標語ですね。それについて、この場で皆さんのご意見を伺って決定したいと思っております。

それと並んで、今改定しておりますプランの名称について、それについても是非ご意見を伺って決定したいと思っております。

まず、この大目標についてなのですが、これについては1から17まで示されています。これについての決定の仕方をどのようにいたしましょうか。皆さん、これがいいというのに手を挙げていただきますか。

それとも、特にこれということでご推薦いただいて、それで良ければということもあると思

いますが、時間の関係もありますので、事務局の方に、私はこれがいいというのをご連絡いただいて、多数で決めさせていただく。

2つ以上あった場合には、大変申し訳ありませんが専門部会の部会長と副会長である私の協議で決めさせていただくということではいかがでしょうか。

それとも、今の段階で是非これをとということがありましたら、強く出していただければ。これ以外にもございましたら、今申し上げましたように、この 17 案の中で各委員それぞれこれがいいというものを選んで、意見と合わせて事務局の方にご連絡いただけますでしょうか。

ここの中にはなくて、新しい、これがいいということがありましたら、それでも結構ですので、案としてお寄せいただいて、多数決で決めたいと思います。17の備考の欄のところに、順位を付けていただきますでしょうか。1人3つ順位を付けていただくということで。

改めて確認させていただきますが、この 17 案のうちで、1、2、3という順位を付けていただく。これ以外に、なくて、他のものをとということであれば、欄外に記載していただく、これを事務局宛にご返送いただくということではよろしいでしょうか。

それから、プランの案はいかがでしょうか。それが今の名称なのですが。

海老名委員：「新」でもいいし、「改定」でもいいんですが、中身は「あおもり」平仮名で「男女共同参画プラン 21」まではそのままにしたいということですね。

議長：これについては、部会長のほうから最初に説明がありましたけれども、当初のプランを踏襲するというので、これを踏まえて改定作業をしておりますので、この名称はそのまま残すと。

ただ、後期の位置付け、あるいは第2次の位置付けということになりますので、「新」を付けるか、あるいは「第2次」という、国の基本計画は「第2次」としてはありますが、このような体裁でもいいと思いますが、この名称をそのままにした上で、「新」か、あるいは「第2次」。

海老名委員：僕が思うには、その言葉があって、さらに標語を付けるのであれば、「男女共同参画」がうるさすぎるんですよ、2つ並ぶのが。という考えを持ったものですから、「男女共同参画」という漢字6文字あるのであれば、標語については言葉を入れないほうがいいのではないかなと一瞬思ったもので、そここのところがはっきりして欲しいと思ったものですから。

議長：専門部会でも合意ができていたように思ったのですが、先程部会長から説明がありましたように、パブリックコメント用ですと 13 ページ目ですね、そこの「計画の内容」というところで、基本的考え方がありまして、男女共同参画社会の基本理念と両括弧で基本的視点、そして、(3)ということで、ここに入れるものだと思います。大目標ということで。

ですから、こういうプランのところにキャッチフレーズ的に使うことはあるかもしれませんが、プランの名称そのものとしては「新」か「第2次」ということだけになると思います。常にこれとセットして、プランの名称にするというわけではない、私はそのように理解しておりますが。

海老名委員：解りやすく、広く、ぱっと見た目もいいでしょうから、そういう意味ではどうなのかと思ったもので。

議長：では、そのことにつきましても、プランの名称につきましても、「新」がいいか、この「あおもり男女共同参画プラン 21」というのはそのままにして、その前に「新」を付けるか、あるいは「第2次」プランにするかということも、そのこともどうでしょう、今諮って。ほかに案ございませんでしょうか。

私が今2つ申し上げましたけれども、そのほかに案はございませんでしょうか。海老名委員は、ない方がいいというわけではないですよ。

海老名委員：言葉が2つ並んだときに煩わしいんじゃないかなと、そういうことで、ぱっと見てわかるものがないなと思って、その判断のために。

議長：では、今私が申し上げた2つ以外にアイデアがありませんか。なければ、多数決で採らせていただきます。「新あおもり男女共同参画プラン 21」にするという案がいいという方、挙手いただけますか。5人でらっしゃいますね。「第2次」と付けるのがいいという方。5人。私がキャスティングボートに立たされているというか、欠席されている方がいますけれど、私が付けさせていただいてもよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

筒井委員：先だって県のフェアがありましたよね。その時に、「これは新しいのですか」と、参加した方に、「前回もいただいたんですけど、同じですか。」という意見があったんですね。

であれば、「2次」というより「新」と付いたほうがまだ解りやすいのかなと思ったので、「新」にしましたけれど。

青森県のフェスティバルのときに、一般の方でいらした方が、以前見えていらした方みたいなので、「これは新しいのですか」というのが何人かございましたので。もしかしたら「新」と付いた方がまだいいのかなと。「2次」とか「3次」とか、例えば付いた時に、それはどうなのかなと。「新」の方が解りやすいかなと。

成田委員：フェスティバルのときにおいでになって発言した方の発言と、今のところはサイドが違うと思うんですよ。逆に、私、「2次」に手を挙げたんですけど、どっちになっても最後はいいんですが。

今20年までということ区切った理由は、と考えてみた時に、ベースは一番先、それをちょっと改定して、今度あと5年で、20年を区切ると。

さっき、数値目標などにも触れて話が出たけれども、次の時間が私迫っているんで、黙っていましたが、その点も私たち専門委員会の中で出てきた中にありまして、1つの区切りというもので到達目標をここに置きましょうという見方をしてきたと私は思っているんで、「第2次」と。次、「新」が出てくる時は、そこで評価された結果、評価項目等について、県の職員のこともありますし、一般の企業等の調査等も含まれてきて出てくるものではないかと私は捉

えていたので、私は「第2次」を採りました。

議長：お2人からそれぞれ「新」と「第2次」を支持するご意見が出ましたが、それで意見を変えられる。

海老名委員：混乱させた原因は私にあるかもしれない。私は実は今日、横のをご覧になっていただきたいと思うんですが、たぶん外へ正式名称で「青森県男女共同参画基本計画」だと思うんですね。それが、国と同じ「第2次」だと理解してしまっていて。もし「プラン21」で出てくるのであれば、これに「2次」と付けるのは変だなという。

たぶん専門部会では、こっち側の下の漢字ばかりのときに「2次」と付けるのかなと私は理解してしまっていて、いつもそういう名称で出していたんですよ。そうじゃなくて、タイトルとか第1回目と同じように、「あおもり男女共同参画プラン21」を前面に出していこうとするのであれば、「新」の方がいいなと思って「新」のほうへ手を挙げたんですけどね。

その下に「プラン21」と、また括弧して（第2次）と付けるのはどうも。漢字ばかりのときは「2次」国と同じですけども、というふうに理解してしまっていました。

議長：今それぞれ支持するご意見が出ましたが、先程5対5だったのですが、変化はありませんでしょうか、皆様の方で。

では、私も1票あると思いますので、私は、前お話ありましたように、これが初版本なのですが、このあとに改訂しているんですね。私はそれと区別するためにも、やっぱり「新」がいいと思っています。

正式な名称は「青森県男女共同参画基本計画（第2次）」と表現してもいいと思いますが、プランそのものの名称としては、「新あおもり男女共同参画プラン21」でよろしいのではないかなと思いますので、6対5という僅差なのですが、「新あおもり男女共同参画プラン21」にさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

では、十分な時間があるつもりでありましたが、非常にそそくさとしてしまいましたが、もう一度確認させていただきます。パブリックコメントは9月20日から10月20日を予定しております。それに向けて、今日のご意見を踏まえて、それから、これから寄せられる皆様のご意見を踏まえて報告案を作成します。それにつきましては、部会長と私も参加させていただいて、報告書については検討いたします。

その後、第4回の部会を10月下旬に開催して、そしてもう一度パブリックコメントで寄せられた意見も含めて案を作成します。それを第3回の全体会であります審議会で協議した上で答申することになります。

細かいところでも結構ですので、具体的な施策・事業でも結構ですので、パブリックコメントには載りませんが、プランの方には是非生かしたいと思いますので、大変お忙しい中ご面倒だと思いますが、事務局宛お送りいただきますようお願いいたします。

私の方からは以上なのですが、あと事務局から何か連絡事項ございませんでしょうか。

では、すみません、20分以上も延長してしまっていて。お忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございました。では、審議会を終了いたします。どうもご苦労様でした。

4. 閉会

事務局：佐藤会長はじめ、委員の皆様には長時間に渡りありがとうございました。以上で本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

《以上》